

# 果敢

発行責任者 / 小林 政 仁  
発 行 日 / 2023 年 4 月 1 日

社報タイトル「果敢」は社内で掲げる2023年の標語です。

## No. 202



## 5月の税務

- 5月10日
  1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月15日
  2. 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日
  3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知  
通知方法・・・特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
  4. 3月決算法人の確定申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
  5. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告  
〈消費税及び地方消費税〉
  6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉
  7. 9月決算法人の中間申告〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
  8. 消費税の年税額が400万円超の6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
  9. 消費税の年税額が4,800万円超の2月, 3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)〈消費税及び地方消費税〉
  10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
  11. 自動車税(種別割)の納付 賦課期日・・・4月1日
  12. 鉦区税の納付 賦課期日・・・4月1日

デスクマット等に挟んでご利用ください。

昨今、電子帳簿保存法、インボイス制度に大きな注目が集まる中、令和5年度税制改正大綱により、相続税や贈与税の資産税も少なからず改正されています。その中の一部をご紹介します。

## 〈 暦年課税制度について 〉

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の被相続人から贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算する期間について、相続開始前3年以内とされていたものを7年以内に加算期間を延長することとされました。なお、延長された期間における贈与財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除することができます。

## 〈 相続時精算課税制度の見直し 〉

### (1) 110万円の基礎控除額の適用

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた場合において、暦年課税の基礎控除とは別途、毎年110万円の基礎控除が設けられます。なお、この控除を受けた金額については特定贈与者の死亡時における相続税の課税対象とされません。

### (2) 贈与財産が災害等の被害を受けた場合の救済措置

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた土地・建物が、その後の災害によって一定の被害を受けた場合には、当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額をもって相続税の課税対象とすることとされます。

いずれも令和6年1月1日以後の適用になります。



## SDGsとフェアトレード

雨宮 恭子

街中の衣料品店やスーパーなどで、フェアトレード商品を見かける事があります。現在、日本で流通するフェアトレード認証商品は、約1500点だそうです。

私はその中で、チョコレートをよく買います。普通のチョコに比べて少し高いけれど、添加物が少なく、農薬や化学肥料をあまり使っていない安心・安全なカカオからできたチョコは美味しいです(^-^♪より良い農業を続けていくために、持続可能な農法を使って栽培されたカカオ。誰かが購入することで、未来につながる生産が続けられます。

開発途上国を守るフェアトレードは、SDGs目標10『人や国の不平等をなくそう』に関連しています。